

七戸町森林整備計画 変更計画書計画

計 画 期 間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 2 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

令和 2 年 3 月樹立

令和 4 年 3 月変更（第 1 回）

令和 6 年 3 月変更（第 2 回）

青森県七戸町

目 次

七戸町森林整備計画の変更理由	1
七戸町森林整備計画の変更内容	
Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 (略)	
2 森林整備の基本方針	2
3 (略)	
Ⅱ 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1 (略)	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3 (略)	
第2 造林に関する事項	3
1 人工造林に関する事項	3
2～5 (略)	
第3 (略)	
第4 (略)	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	4
1 (略)	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	4
3～5 (略)	
第6～第7	
第8 その他必要な事項	4
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	4
2 (略)	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	5
Ⅲ～Ⅴ (略)	
付属参考資料	
(略)	

七戸町森林整備計画の変更理由

三八上北地域森林計画の変更に伴い、必要な事項を七戸町森林整備計画に反映するもの

〈主な変更内容〉

（１）森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採（主伐）の標準的な方法において、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する旨を追加する。

（２）造林に関する事項

人工造林について、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進する旨を追加する。

（３）委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策について、高度な森林資源情報の整備・活用のため、航空レーザ計測について追加する。

（４）その他必要な事項

林業に従事する者の養成及び確保に関する事項について、「青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進する旨を追加する。

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項について、地域の特性に応じた体制の整備を推進する旨を記載する。

七戸町森林整備計画の変更内容

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 （略）

2 森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の機能ごとに、その機能発揮上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮することとします。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することとします。加えて、森林の状況を適確に把握するための航空レーザ測量等のリモートセンシングや森林GISの効果的な活用を図ることとします。

（表は省略）

（２）（略）

3 （略）

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 （略）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目

安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

(１)～(２) (略)

３ (略)

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

(１) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進するものとし、人工造林の対象樹種は表１－１－１のとおりとします。

ただし、町の花である「つつじ」が多く分布し、町民の憩いの場となっている家族旅行

村周辺域に関しての人工造林の対象樹種は表 1－1－2 のとおりとします。

なお、下記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

【表 1－1－1 人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ヒバ、ブナ、ケヤキ、ナラ類等	

【表 1－1－2 保健機能森林区域における人工造林対象樹種】

区 域	樹 種 名	備 考
80 林班は、に	アカマツ	

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 5 (略)

第 3 ～第 4 (略)

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 (略)

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の森林施業の受委託等に必要な航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域の流域林業活性化センターの開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進することとします。

3 ～ 5 (略)

第 6 ～第 7 (略)

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用の安

定化や他産業並の労働条件の確保、雇用管理の改善及び労働災害防止対策を推進し、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、県が行う、就業前に森林・林業に関する基礎的知識や技術を習得させるための研修「青い森林業アカデミー」や、国の「緑の雇用」事業と連携を図りながら、将来的に林業事業体等の中核となり得る現場技術者の養成を支援することとします。

2 (略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産業者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模 (m3/年)	対図 番号	位 置	規 模 (m3/年)	対図 番号	
製材工場	十字路	1,070 m ³	△1	十字路	1,200 m ³	△1	
製材工場	天間館	860 m ³	△2	天間館	1,000 m ³	△2	
木材・チップ工場	中野	7,240 m ³	△3	中野	8,000 m ³	△3	
地域特産品 販売施設	左組	1t	△4	左組	2t	△4	キノコ ・山菜
キノコ 生産施設	白石	2t	△5	白石	4t	△5	キノコ
地域特産品 販売施設	野左掛	-	△6	野左掛	-	△6	炭

Ⅲ～Ⅴ (略)

付属参考資料 (略)